

令和4年11月30日

第 1 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和4年11月30日（水） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 47 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 48 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 49 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 50 号 農用地利用集積計画（案）について

報告事項

第 1 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第 2 号 非農地証明について

その他

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
5 番 横段 登	6 番 高本 光之	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝	13 番 長迫 秀
14 番 新田 隆次	16 番 棕開地 省二	17 番 本末 満	18 番 石田 尚則
19 番 北村 正次			

欠席委員

7 番 立花 達也

推進委員

山本 豊 平本 真人 藤本 隼人

事務局

沖元事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 根本主事

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和4年第11回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、6番 高本委員、8番 水場委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、7番 立花委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付資料として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、「資料1 農用地利用集積計画(案)」, 来年の農業委員会手帳, 「広島県スマート農業フェア」のチラシです。ありませんでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、阿賀中央1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で562㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで54アール以上になりますので、下限面積10アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員 : 4番 宮脇です。申請地は、既に野菜等が作付けされていました。きちんと管理されており、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、西谷町〇〇番〇、地目は畑、面積は115㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで14アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は住宅地の中にあり、周辺農地がイノシシの被害に遭い、申請地だけが被害を逃れたということで、譲り受けて玉ねぎ等を植えるとのことでした。きちんと管理されており、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、神山2丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で696㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し水稻を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで14アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 本 委 員：推進委員 山本です。申請地は現在も譲受人が管理しており、きちんと草刈りもされました。譲渡人は遠くに住んでおり、今後も耕作することは不可能だと思しますので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町安登西1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は341㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は兼業で耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで16アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：推進委員 平本です。申請地は、住宅地が途切れた山の麓にあり、譲渡人が管理することが難しいということで、申請地の近くに住む譲受人がこれまでも管理をしており、譲り受けて野菜を作付けするとのことでした。きちんと管理されており、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎの、5番につきましては、11番 秋光委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた農業委員会等に関する法律第31条の規定により、秋光委員の退席をお願いします。

11番 秋光委員退席

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、豊町大長字小長〇〇〇〇番〇ほか5筆、地目は畑、面積は合計で3,961㎡の農用地区域内農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

経営面積は、自作地が93アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：12番 大道です。申請地は、何年も荒れていたところですが、現在は譲受人によりきちんと管理されており、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

11番 秋光委員着席

議長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、豊町沖友字太高山〇〇番、地目は畑、面積は2,806㎡の農用地区域内農地です。

申請の事由につきましては、賃貸人は、賃借人の要望により貸し付けするもので、賃借人は新規就農し、果樹を作付けするものです。

経営面積は、申請地が28アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：12番 大道です。申請地には、オリーブが栽培されており、きちんと管理されておりました。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町内海南6丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は0.38㎡の第2種農地です。

転用の目的は、周辺住民の住居への進入道路の一部として使用するものです。しかしながら、既に進入道路の一部として使用されていることから、農地法に基づく手続が事後に

なった旨の始末書添付の申請となっております。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：推進委員 平本です。申請地は、ミニ団地6軒のための進入道路の一部として平成7年ころから使用されているとのこと。始末書も提出されており、周辺の農地に影響はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水 場 委 員：申請地の面積は非常に狭い土地ですが、どうしてこの部分だけ残ったのか、参考までに教えてください。

事 務 局：申請地を含めた進入道路は、同じ所有者で私道として使われています。たまたま申請地が手続上漏れていたと聞いております。

議 長：他にないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、焼山東1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は875㎡の第2種農地です。

転用の目的は、譲受人が経営する近隣施設の駐車場として37区画を整備し、使用するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、大きな団地の最上部にあり、譲受人の施設利用者の駐車場が少なく、困っているとの話でした。許可はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、神山1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は563㎡の第2種農地です。

転用の目的は、建築用の木材等の建築資材置場として、使用するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 本 委 員：推進委員 山本です。申請地は、道路に面していますが、山側には竹林が迫っています。

譲渡人は、高齢で耕作できないとのことで、申請地の隣地に住宅を所有している譲受人が、資材置場として使用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町小用1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は165㎡の第2種農地です。

転用の目的は、駐車場3区画として整備し、使用するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：推進委員 平本です。申請地は、国道から側道に入り、少し進んだ所にあります。隣接地のアパートの駐車場にしたいとのことで、周辺農地に影響なく、許可はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

今 井 委 員：現地写真では、資材置場のように見えるが、始末書は必要ないのか。

議 長：私も現地調査に行きましたが、申請地隣のアパートの工事をしており、申請地の一角に、

ブルーシートを敷いて、一時的に荷物を置いているとのことでした。全体としてまだ耕作可能と判断しました。

今井委員：わかりました。

議長：他にないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町中央北1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は188㎡の第2種農地です。

転用の目的は、住宅1棟と駐車場3区画として整備し、使用するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておりません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平本委員：推進委員 平本です。申請地は、JR安浦駅裏の区画整理済みの所です。周辺は住宅街で、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、下蒲刈町下島字鳩岡〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は279㎡の農用地区域内農地です。

転用の目的は、住宅1棟と駐車場2区画として整備するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農用地区域の指定除外については、8月の農業委員会総会にて協議済みで、令和4年12月中旬頃に公告される見込みで、公告日に合わせて同日許可する予定です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：12番 大道です。市外から息子が帰ってくるということで、家を建てる必要があるとのことでした。仕方ないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、農振農用地区域の除外の公告に合わせ、許可すると決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、除外の公告に合わせ、許可すると決定します。
-
- 議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：6番の申請地は、豊町久比字新開〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は178㎡の第2種農地です。
- 転用の目的は、隣接地の進入路及び庭として、使用するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に進入路及び庭として使用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。
- 関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておられません。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 大 道 委 員：12番 大道です。譲受人は、申請地の隣接している家を以前に購入し、進入路と庭も、その時から使っているとのことで、許可はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可と決定します。
-
- 議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：7番の申請地は、豊町沖友字上西垣内〇〇〇〇番、地目は畑、面積は69㎡の第2種農地です。
- 転用の目的は、隣接地の庭として、使用するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に庭として使用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。
- 関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不

要です。また農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。申請地は、親子間での贈与で、申請地だけ他の手続から漏れていたと
のことです。許可はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第50号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農業経営基盤強化促進事業による利用権を設定し、貸し借り等を実施したいとの申出に
ついて、その内容を調査し、結果をまとめたものが、「資料1 農用地利用集積計画
（案）」です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので議案
提出したものです。

内容についてご説明いたしますので、資料1の1ページの1をご覧ください。新規の申
出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、下蒲刈町下島字榎道〇〇〇〇〇番〇
ほか2筆で、合計面積は3,107㎡です。設定する権利内容は、賃貸借権の設定です。
その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっ
ております。なお、この農用地は、農地中間管理機構である一般財団法人広島県森林整備・
農業振興財団が利用権の設定を受け、広島県果実農業協同組合連合会に貸し付けするもの
です。次に2ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間
において、交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。3ページを
ご覧ください。利用権の設定を受けて農地を借りる方の名簿が記載されております。な
お、本日の総会で決定しましたら、12月1日付けで公告する予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：広島県果実農業協同組合連合会に貸し付けとあるが、広果連はその土地を誰に耕作させる
のか。

事 務 局：同組合の宮盛農園の研修生が、卒業後に耕作するためのものです。

議 長：他にないようでしたら、本件は、事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり決定します。

議 長：次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから10ページまでをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第5条の規定による届出が6件ございましたので、報告します。

続きまして、議案書の11ページから12ページをご覧ください。この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について6件を証明しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：令和4年12月総会終了後に開催の合同意見交換会及び懇親会について、説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和4年第12回総会は、12月27日 火曜日 午後3時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和4年第11回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時40分)